

2014年度第2回北陸公法判例研究会開催のご案内

北陸公法判例研究会会員の皆様

初夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、下記の日程で、本年度2回目となります、第2回北陸公法判例研究会を開催致します。万障お繰り合わせのうえ、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

日時：7月12日（土）午後1時30分から

（今回は土曜日の開催とさせていただきますのでご注意ください）

場所：石川四高記念文化交流館 多目的利用室4

—報告内容—

【判例研究】 東川浩二（金沢大学）

タイトル：「Arizona v. Inter Tribal Council of Arizona, Inc., 133 S. Ct. 2247 (2013)---連邦法が定める有権者登録の条件をより厳格に実施するためのアリゾナ州法の規定は、連邦法によって専占されており、違憲無効とされた事例」

参考文献：Crawford v. Marion County Election Board, 553 U.S. 181 (2008)

Crawford判決の判例評釈として、拙稿「最近の判例」アメリカ法2009-1号192頁

【研究報告】 深町晋也（立教大学）

タイトル：「児童ポルノの単純所持処罰規定を巡って—改正法の評価と今後のあり方」

参考判例：深町晋也「児童ポルノの単純所持規制について—刑事立法学による点検・整備」

『刑事法・医事法の新たな展開 上巻 町野朔先生古稀記念』453-484頁

連絡先：鶴澤剛（金沢大学）076-264-5381 takeuzw@staff.kanazawa-u.ac.jp